

内部系水源施設緑地管理業務委託仕様書

四日市市上下水道局 施設課 水道施設係

1 総 則

本業務委託は、水源施設用地内の管理及び美観維持のために行うものである。

2 委託業務場所

四日市市采女町ほか6町地内

3 委託業務内容及び作業時期

① 剪 定

作業時期 契約の日から7月下旬まで

② 害虫防除

使用薬剤 トレボン乳剤または同等品以上 2回分500cc1本

アドミックスまたは同等品以上 2回分500cc1本

作業時期 第1回目 契約の日から7月下旬まで

第2回目 9月下旬から10月下旬まで

③ 除 草

作業時期 第1回目 契約の日から7月下旬まで

第2回目 8月上旬から9月中旬まで

第3回目 9月下旬から10月下旬まで

但し、北小松ポンプ所の抜根は年1回で作業時期は第1回目とする。

4 委託業務場所及び面積

① 害虫防除・剪定 別紙薬剤散布場所及び本数、寄植剪定一覧表、添付図面のとおり

② 除 草 別紙除草場所及び除草面積一覧表、添付図面のとおり

5 作業方法

作業に先立ち、工程を本局係員と打ち合わせ、係員の指示に従い作業を行うこと。

使用薬剤等は、あらかじめ本局の承諾を受けたものとする。

6 作業内容

① 平面及び法面除草についてはハンドガイド式及び肩掛式草刈機で、抜根については人力で除草を行うこと。

② 剪定については、樹形を整え刈り込みをすること。

③ 害虫防除剤散布時は、天候等に留意し周辺の民家など迷惑のかからないよう十分注意し作業を行うこと。

また、農薬取締法など関連する法令及び製品の安全使用上の注意を遵守の上、三重県農薬管理指導士の指導の下で作業を行うこと。

- ④ 作業に着手する施設については、1週間前と作業日に施設課担当者及び水源管理センターに必ず連絡すること。

※ 水道施設係 電話番号 354-8364

※ 水源管理センター 電話番号 352-9568

- ⑤ フェンス等に巻き付いた蔓類及び側溝等に堆積した落葉、刈草などを取除き処分すること。
⑥ フェンス、給水栓、防犯用赤外線センサー及びケーブル標示杭等各施設構造物周辺は十分注意し、施設に損傷を与えないように作業すること。

特に電線、ケーブル等は感電事故の恐れがあるため周囲は手作業で行うこと。

- ⑦ 民家や駐車場及び田畑に隣接する場所では、石や刈草などの飛散対策として、フェンスシートを張り防護すること。

- ⑧ 刈草や抜根等の処分は、受託者が再生資源化施設に搬入すること。なお、水源施設内用地での刈草などの焼却及び不法な処分は絶対にしないこと。

- ⑨ 刈草や抜根等の処分について、自社処分の場合は処分費を減額変更する。

その場合における処分方法については監督員と協議すること。

- ⑩ 処分量が増減した場合は、設計数量の変更対象とする。但し、増減量が設計数量の1割未満の場合はその対象としないものとする。

- ⑪ 笹川団地配水池の東側法面除草時は、団地駐車場があるため自治会長に連絡すること。また、作業前までに団地掲示板に通知文の貼付をすること。

7 提出書類

各回作業完了後、速やかに下記書類を提出し、発注者の検収を受けるものとする。

委託業務（部分）完了届 1部

写真帳 1部

作業日報 1部

処分報告書 1部

計量伝票 1部

写真帳・作業日報・処分報告書・計量伝票電子データ 1部

8 支払い

委託料の支払いは、部分払の回数2回以内及び完了払千円単位とし、千円未満の端数金額は最終支払い時に精算するものとする。

また、処分費については最終支払い時に支払うものとする。

9 環境配慮事項

- ① 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。

- ② 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づ

く建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。

- ③ 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
- ④ 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
- ⑤ 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等の写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

10 その他

本仕様書に明示されていない事項及び本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、双方が協議の上定めるものとする。

但し、軽微なものについては、本局の指示に従うものとする。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者と協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

除草場所及び除草面積一覧表

施設名	所在地	工種別		平面除草 (ハンドガイド式)		平面除草 (肩掛式)		法面除草 (肩掛式)		拔根 (人力)										
		回	㎡	回	㎡	回	㎡	回	㎡											
内部水源地	四日市市采女町地内	171	× 3	513		400	× 3	1,200		58	× 3	174								
内部2号井	四日市市采女町地内	550	× 3	1,650		1,284	× 3	3,852												
内部3号井	四日市市南小松町地内	351	× 3	1,053		821	× 3	2,463												
内部4号井	四日市市小古曾町地内	288	× 3	864		674	× 3	2,022												
笹川団地配水池	四日市市笹川九丁目地内	33	× 3	99		78	× 3	234	4,709	× 3	14,127									
北小松ポンプ所	四日市市北小松町地内	213	× 2	426		497	× 2	994			710	× 1	710							
山ノ手配水池	四日市市小古曾町地内	307	× 3	921		718	× 3	2,154	2,354	× 3	7,062	385	× 3	1,155						
河原田水源地	四日市市河原田町地内	1,815	× 3	5,445		4,235	× 3	12,705												
楠水源地	四日市市楠町南川地内					328	× 3	984												
合計		3,515	× 1	3,728	× 2	10,971		8,538	× 1	9,035	× 2	26,608	7,063	× 3	21,189	1,153	× 1	443	× 2	2,039

薬剤散布場所及び本数、寄植剪定一覧表

施設名	所在地	害虫防除剤散布 幹周(60cm以上120cm未満)		害虫防除剤散布 幹周(60cm未満)		寄植剪定			
		回	本	回	本	中木	低木		
内部水源地	四日市市采女町地内					13	9		
笹川団地配水池	四日市市笹川九丁目地内	1	× 2	2					
山ノ手配水池	四日市市小古曾町地内			1	× 2	2			
合計		1	× 2	2	1	× 2	2	13	9

刈草や拔根等処分量

合計	10.74 t
----	---------